

「約款・規定集(法人のお客様用)」の新旧対照表

2019年3月

2019年4月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第2章 申込方法等	
<p><u>第3条の2の3(在留資格等の届出)</u> <u>実質的支配者または実質的支配者のご家族が日本国籍を保有せず</u> <u>に本邦に居住している場合には、在留資格および在留制限その他の</u> <u>必要な事項を当社所定の方法によって当社に届け出ていただく</u> <u>ことがあります。</u></p> <p>第3条の2の4(外国政府等において重要な地位を占める方・その 家族等であることの確認) (省 略)</p> <p>第3条の4(口座開設後の確認) (1)当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときその他 当社が必要と判断したときに、お客様およびその関係者の方に対し て、面談等の当社所定の方法により確認を行うものとします。 ①～③ (省 略) ④実質的支配者または実質的支配者のご家族が第3条の2の4に規 定する外国政府等において重要な地位を占める方に該当する場 合。</p> <p><u>(2)前項に定めるほか、当社は、顧客情報を適切に管理するため、お</u> <u>客様に対し、期限を定めて各種確認や資料の提出等を求めること</u> <u>があります。</u></p>	<p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>第3条の2の3(外国政府等において重要な地位を占める方・その 家族等であることの確認) (省 略)</p> <p>第3条の4(口座開設後の確認) 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときその他当 社が必要と判断したときに、お客様およびその関係者の方に対し て、面談等の当社所定の方法により確認を行うものとします。 ①～③ (省 略) ④実質的支配者または実質的支配者のご家族が第3条の2の3に規 定する外国政府等において重要な地位を占める方に該当する場合。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>
第5章 有価証券の保護預り	
<p>第20条(保護預り証券) 当社は、第2条(1)①に掲げる証券について、本章、その他の法令の 定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のな いもの等は都合によりお預りしないことがあります。</p> <p>第23条(当社で保管する株券が破綻会社株券となった場合) お客様のお申出により当社で保管する株券について、発行者が株 式の全部を零にする資本の減少を行った場合、当該発行者が破産 手続開始の決定を受けた場合、または当該発行者が清算結了の登 記を行った場合は、当社は、第18条(6)③の規定によりあらかじめ 返還の期限日をお客様にお知らせし、当該期限日までにお客様か ら返還のご請求がないときには、当該株券を廃棄することがあり ます。</p>	<p>第20条(保護預り証券) 当社は、第2条(1)①に掲げる証券について、本章、その他の法令の 定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも都合により お預りしないことがあります。</p> <p>第23条(当社で保管する株券が破綻会社株券となった場合) お客様のお申出により当社で保管する株券について、発行者が株 式の全部を零にする資本の減少を行った場合、当該発行者が破産 手続開始の決定を受けた場合、または当該発行者が清算結了の登 記を行った場合は、当社は、第18条(6)④の規定によりあらかじめ 返還の期限日をお客様にお知らせし、当該期限日までにお客様か ら返還のご請求がないときには、当該株券を廃棄することがあり ます。</p>
第12章 雑則	
<p>第102条(取扱いの停止または解約) (1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれか に該当したときに解約することができるものとします。 ①～⑥ (省 略) ⑦お客様が、有価証券等の取引を伴わない入出金を継続的に行い、 または、<u>継続的に正当な理由なく入出金を細分して行う等</u>、当社が お客様との取引の継続が望ましくないと判断し解約を通知した場 合。 ⑧ (省 略) (2)～(4) (省 略) (5)当社は、第3条の4(1)に規定する確認の手続きが完了するまで の間、入出金を含むお客様の取引およびサービス等の利用を停止 または制限することができるものとします。また、確認に応じてい ただけない場合、または確認の結果、当社がお客様との取引の継続 を望ましくないと判断した場合、当社は、解約を通知したうえで、 各契約および取扱いを解約することができるものとします。 (6)当社は、<u>お客様または実質的支配者もしくは実質的支配者のご</u> <u>家族が次に掲げる場合に該当するときは、この約款に基づく取引</u> <u>の一部または全部を制限することがあります。ただし、当社は、お</u> <u>客様から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローン</u> <u>ダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のお</u> <u>それが解消されたことと認められるときは、当該制限を解除するもの</u> <u>とします。</u></p>	<p>第102条(取扱いの停止または解約) (1)この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれか に該当したときに解約することができるものとします。 ①～⑥ (省 略) ⑦お客様が、有価証券等の取引を伴わない入出金を継続的に行い、 当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断し解約を通知 した場合。 ⑧ (省 略) (2)～(4) (省 略) (5)当社は、第3条の4に規定する確認の手続きが完了するまでの 間、入出金を含むお客様の取引およびサービス等の利用を停止ま たは制限することができるものとします。また、確認に応じていた だけない場合、または確認の結果、当社がお客様との取引の継続を 望ましくないと判断した場合、当社は、解約を通知したうえで、各 契約および取扱いを解約することができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>

<p>①第3条の2の3の規定にもとづき届出のあった実質的支配者または実質的支配者のご家族の在留期限が到来した場合</p> <p>②第3条の4(2)にもとづく当社の確認や資料の提出等の依頼に対し正当な理由なく当社が定める期限までに応じていただけない場合</p> <p>③第3条の4(2)にもとづく当社の確認や資料の提出等の依頼に対するお客様の対応、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情等を考慮して、お客様の資金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等に抵触する取引もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合</p> <p>(7)当社は、次に掲げる場合に該当するときは、お客様に通知することにより、この約款における各契約および取扱いを解約できるものとします。</p> <p>①当社が法令で定める第3条の本人確認を行うにあたって、お客様または実質的支配者もしくは実質的支配者のご家族について確認した事項、第3条の2の3の規定にもとづく届出事項または第3条の4(2)の規定にもとづく当社からの確認や資料の提出等の依頼に対する回答(上記(6)③のお客様の説明内容等を含みます。)に関し、虚偽が明らかになった場合</p> <p>②上記(6)にもとづく取引の制限が1年以上にわたって解消されない場合</p> <p>③お客様の口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(8) お客様が当社に対する債務(有価証券等の買付代金の支払い債務等の証券取引にかかる債務に限らず、その他の証券取引以外で生じた債務を含む一切の債務)の履行を怠っている場合、当社は、お客様からの保護預り証券の返還もしくは移管の請求または振替有価証券の振替の申請をお受けしないことがあります。</p> <p>(9) お客様が当社に開設しているいずれかの口座が法令や公序良俗に反する行為のために利用されている、またはそのおそれがあると認められるときは、当社は、お客様に通知することなく入出金を含むお客様の取引およびサービス等の利用を停止もしくは制限し、またはお客様に通知することによりこの約款における各契約および取扱いを解約できるものとします。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(6) お客様が当社に対する債務(有価証券等の買付代金の支払い債務等の証券取引にかかる債務に限らず、その他の証券取引以外で生じた債務を含む一切の債務)の履行を怠っている場合、当社は、お客様からの保護預り証券の返還もしくは移管の請求または振替有価証券の振替の申請をお受けしないことがあります。</p> <p>(7) お客様が当社に開設しているいずれかの口座が法令や公序良俗に反する行為のために利用されている、またはそのおそれがあると認められるときは、当社は、お客様に通知することなく入出金を含むお客様の取引およびサービス等の利用を停止もしくは制限し、またはお客様に通知することによりこの約款における各契約および取扱いを解約できるものとします。</p>
<p>第104条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 名称、住所、代表者の役職氏名その他当社へのお申し出事項およびお届け印の変更(お届け印の紛失を含みます。)など申込事項に変更があったとき、ならびに実質的支配者または実質的支配者のご家族が第3条の2の4に定める外国政府等において重要な地位を占める方に該当した場合は、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。</p> <p>(2)～(5) (省 略)</p>	<p>第104条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 名称、住所、代表者の役職氏名その他当社へのお申し出事項およびお届け印の変更(お届け印の紛失を含みます。)など申込事項に変更があったとき、ならびに実質的支配者または実質的支配者のご家族が第3条の2の3に定める外国政府等において重要な地位を占める方に該当した場合は、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。</p> <p>(2)～(5) (省 略)</p>
<p>2019年4月1日改定</p>	<p>平成30年4月1日改定</p>

「約款・規定集(法人のお客様用)」の新旧対照表

2019年3月

2019年7月16日(国内上場株式等の決済期間の短縮化(T+2化)の実施日)を効力発生日(注)として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

(注)当該実施日が変更された場合には、変更された実施日を効力発生日とします。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第3章 お客様からの注文の受付	
<p>第15条の2(有効期間)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 有価証券等の売買等のご注文(取引所金融商品市場で執行するものに限る。)の有効期間は、次の各号に定める場合には当該各号に定める日までで打ち切られます。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③発行者が基準日を設定する場合 <u>基準日から起算して3営業日前の日</u></p> <p>④～⑤ (省 略)</p>	<p>第15条の2(有効期間)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 有価証券等の売買等のご注文(取引所金融商品市場で執行するものに限る。)の有効期間は、次の各号に定める場合には当該各号に定める日までで打ち切られます。</p> <p>①～② (省 略)</p> <p>③発行者が基準日を設定する場合 <u>基準日から起算して4営業日前の日</u></p> <p>④～⑤ (省 略)</p>
第7章 株式ミニ投資	
<p>第68条(受渡しその他の決済方法)</p> <p>取引成立後の受渡しなどの処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①本章の規定に基づき、選定銘柄の買付注文を行ったお客様は、<u>約定日から起算して3営業日目</u>の日の午前9時までに、買付株式の代金および第71条①に規定する取扱料を当社に交付するものとします。</p> <p>②本章の規定に基づき、選定銘柄の売付注文を行ったお客様は、<u>約定日から起算して3営業日目</u>の日の午前9時までに当該売付株式に係る株式ミニ投資の残高をあらかじめ有していなければなりません。</p>	<p>第68条(受渡しその他の決済方法)</p> <p>取引成立後の受渡しなどの処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①本章の規定に基づき、選定銘柄の買付注文を行ったお客様は、<u>約定日から起算して4営業日目</u>の日の午前9時までに、買付株式の代金および第71条①に規定する取扱料を当社に交付するものとします。</p> <p>②本章の規定に基づき、選定銘柄の売付注文を行ったお客様は、<u>約定日から起算して4営業日目</u>の日の午前9時までに当該売付株式に係る株式ミニ投資の残高をあらかじめ有していなければなりません。</p>
第8章 株式累積投資	
<p>第78条(買付時期および価額)</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) 上記(1)および(2)の買付注文の<u>約定日から起算して3営業日目</u>を当該株式の買付日とします。</p> <p>(8)～(10) (省 略)</p>	<p>第78条(買付時期および価額)</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) 上記(1)および(2)の買付注文の<u>約定日から起算して4営業日目</u>を当該株式の買付日とします。</p> <p>(8)～(10) (省 略)</p>
<p>第80条(売却)</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6)当社がお客様から売却の申込みを受け、当社又は指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額(指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、買取価格から委託手数料等を差引いた額)を、<u>買取日から起算して3営業日目</u>にお客様にお支払いします。</p> <p>(7) (省 略)</p>	<p>第80条(売却)</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6)当社がお客様から売却の申込みを受け、当社又は指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、当社は買取価額(指定金融商品取引業者が当該持分を買取ったときには、買取価格から委託手数料等を差引いた額)を、<u>買取日から起算して4営業日目</u>にお客様にお支払いします。</p> <p>(7) (省 略)</p>
<u>2019年7月16日改定</u>	<u>平成30年4月1日改定</u>
外国証券取引口座約款	
第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い	
<p>(受渡日等)</p> <p>第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、<u>約定日から起算して3営業日目</u>とします。</p>	<p>(受渡日等)</p> <p>第14条 取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、<u>約定日から起算して4営業日目</u>とします。</p>
<u>2019年7月16日改定</u>	<u>平成30年9月1日改定</u>

